

# 火災保険 パンフレット



# あなたの大切な建物・財産にあわせて、

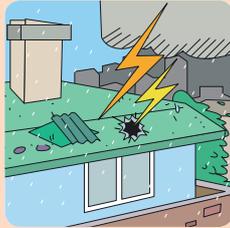
保険金をお支払いする損害

①火災



消防活動による水ぬれ、破壊などを含みます。

②落雷



③破裂・爆発



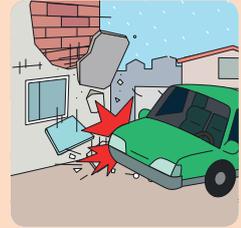
ガス爆発等

④風・ひょう・雪災



屋根・窓ガラスの破損等(損害額が20万円以上の場合)

⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突



車両の飛び込み等

住居専用建物

住宅総合保険



住宅火災保険



店舗と併用の住居・事務所

店舗総合保険



※屋外設備・装置、野積の動産は店舗総合保険の対象になりません。

普通火災保険  
(一般物件用)



出費も補償されます  
事故の際のさまざまな

残存物取片付け費用

住宅総合 店舗総合

①～⑦の損害に適用

住宅火災 普通火災

①～④の損害に適用

事故のあとの残存物の取片付け、清掃および搬出に必要な費用を実費でお支払いします。

失火見舞費用

住宅総合 店舗総合

①～③の損害に適用

住宅火災 普通火災

①～③の損害に適用

火災または破裂、爆発で、他人の所有物に損害を与えた場合、見舞金等の費用をお支払いします。(煙損害、臭気付着の損害を除きます。)

地震火災費用

住宅総合 店舗総合

地震による火災に適用

住宅火災 普通火災

地震による火災に適用

地震・噴火による火災で、建物が半焼以上となった場合または家財が全焼となった場合にお支払いします。

# ご希望の保険商品をお選びください。

## ⑥水ぬれ



給排水設備の事故等による水ぬれ損害（給排水設備自体に生じた損害はお支払いの対象になりません。）

## ⑦暴力・破壊行為



騒ぎょう・労働争議などに伴う暴力・破壊行為

## ⑧盗難



家財・現金の屋内での盗難、カギの破損等（商品・製品等の盗難は対象外です。）

## ⑨水災



豪雨による河川のはらんなどにより床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水等

## 地震保険

## ⑩地震



地震による火災・倒壊など（居住用建物・家財が対象です。）※

**居住用建物・家財には、あわせて地震保険もご契約ください。!!**

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。地震保険の保険金額はあわせてご契約いただく火災保険の保険金額の30～50%の範囲内で決めてください。ただし他の地震保険契約と合算して建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。地震保険をご契約されない場合、地震による倒壊等の損害だけでなく、地震による火災損害についても保険金はお支払いできません。（地震火災費用保険金を除きます。）

※「企業が所有する事業用の建物や備品などを補償する「地震危険補償特約」もございます。詳しくは取扱代理店または弊社までご照会ください。」

さらに

さらに

### 修理付帯費用

店舗総合 普通火災  
①～③の損害に適用

保険の対象の復旧にあたり保険会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（仮店舗の賃借費用等）をお支払いします。

### 損害防止費用

住宅総合 店舗総合  
①～③の損害に適用  
住宅火災 普通火災  
①～③の損害に適用

消火活動のために使用した消火薬剤の再取得費用等をお支払いします。

**プラスαの  
安心を  
そろえました  
（各種特約）**

詳細は P.3 へ



# プラスαの安心をそろえました

## 個人賠償責任補償特約

日常生活に起因して発生した事故により損害賠償金を負担する場合に保険金をお支払いします。

**住宅総合**  
に付帯できます。

## 店舗賠償責任補償特約

店舗等の施設の所有・使用・管理に起因する事故や、業務の遂行に起因する事故により損害賠償金を負担する場合に保険金をお支払いします。

**店舗総合**  
に付帯できます。

## 借家人賠償責任補償特約

火災・破裂・爆発の事故が発生し、借戸室が損壊したことにより家主さんに対する損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

**住宅火災** **住宅総合**  
**普通火災** **店舗総合**  
に付帯できます。

## 修理費用補償特約

家主さんとの契約に基づき借戸室を自己の費用で修理された場合、支出した費用をお支払いします。(自己負担額3,000円)  
(借家人賠償責任補償特約と併せてお引受します。)

**住宅火災** **住宅総合**  
**普通火災** **店舗総合**  
に付帯できます。

## 持ち出し家財補償特約

家財(自転車等を除く)をご契約の場合、一時的に持ち出した家財が、国内の他の建物内で火災や盗難等の事故にあったときに保険金をお支払いします。

**住宅総合**  
**店舗総合**  
に付帯できます。

## 臨時費用補償特約 10%

火災・風災等の特定の保険金をお支払いする事故において損害保険金×10%(1回の事故につき限度額があります。)をお支払いします。

**住宅火災** **住宅総合**  
**普通火災** **店舗総合**  
に付帯できます。

## 臨時費用補償特約 30%

火災・風災等の特定の保険金をお支払いする事故において損害保険金×30%(1回の事故につき1敷地内での限度額があります。)をお支払いします。

**住宅火災** **住宅総合**  
**普通火災** **店舗総合**  
に付帯できます。

## 地震保険の保険金のお支払条件・お支払方法

地震・噴火・津波による損壊・消失・埋没などで下記の損害を受けたときに保険金をお支払いします。

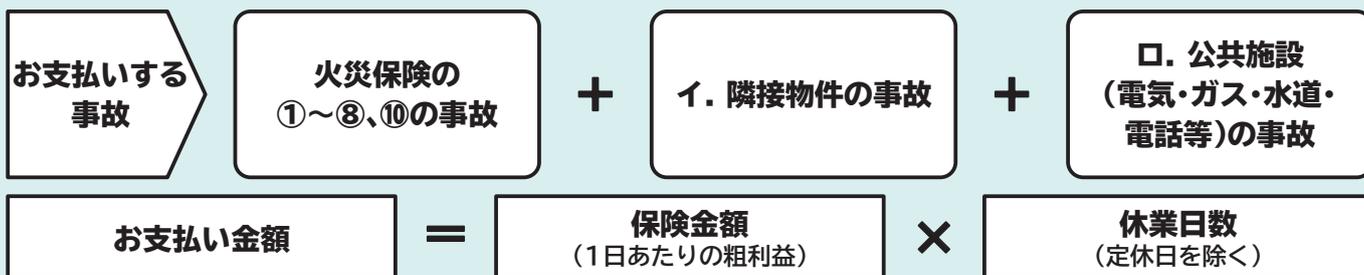
保険金をお支払いする場合	建物		家財	
	全損	地震等により損害を受け、主要構造部(土台、柱、壁、屋根等)の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合。	地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価額の80%となった場合。	
	大半損	地震等により損害を受け、主要構造部(土台、柱、壁、屋根等)の損害の額が、その建物の時価の40%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合。	地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価額の60%以上80%未満となった場合。	
	小半損	地震等により損害を受け、主要構造部(土台、柱、壁、屋根等)の損害の額が、その建物の時価の20%以上40%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合。	地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価額の30%以上60%未満となった場合。	
	一部損	①地震等により損害を受け、主要構造部(土台、柱、壁、屋根等)の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合。 ②建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・大半損・小半損に至らないとき。		地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価額の10%以上30%未満となった場合。

お支払いする保険金	全損	大半損	小半損	一部損	保険金額が保険価額を上回る場合は左表の保険金額を保険価額まで引き下げて適用します。 ※地震保険の保険金額は、住まいの火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内でお決めください。(建物5,000万円、家財1,000万円限度)
	地震の保険金額×100%	地震の保険金額×60%	地震の保険金額×30%	地震の保険金額×5%	

(注) 1個または1組の価額が30万円をこえる貴金属類などは地震保険の対象となりません。

店舗休業保険は火災などの事故による休業中の粗利益を補償します。

(店舗・事務所・作業場(一般物件に限ります)の経営者の方に)



- ・ 突貫工事の割増工賃等、休業日数を減少させるために支出した費用(休業日数短縮費用)も一定額を限度にお支払いします。
- ・ 損失の防止・軽減のために支出した必要または有益な費用についてもお支払いします。

保険金額は 年間粗利益額 ÷ 年間営業日数で算出できます。(200万円が限度)

「粗利益」= 売上高 - (商品仕入高 + 原材料費)

※イの隣接物件とは、

- 同一建物・地下街にある他人の占有する部分
- 隣接するアーケードまたはそれに面する建物など
- お店や作業場に通じる袋小路またはそれに面する建物など、をいいます。

※④・⑩、イ、ロの事故については、事故の発生した日を含む最初の3日間は保険金をお支払いしません。

災害にあった場合の復旧に要する期間を想定して、「約定復旧期間」を、1・3・6・12ヶ月の中からお選びください。約定復旧期間後の休業日数については保険金お支払いの対象になりませんのでご注意ください。

(ご注意) 一部の業種や事業所の床面積等により、店舗休業保険の対象にならない物件があります。その場合は「利益保険」をご利用ください。

また、賃貸住宅の家賃収入の補償には「家賃保険特約」をご利用ください。

### ご契約にあたっての注意事項

- 保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合や、ご契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合などは、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 1点または1組30万円を超える宝石、貴金属、美術品類(明記物件)を保険の対象とする場合には、ご契約の際にお申し出ください。
- お申込みの際には、保険契約申込書の記載事項に誤りがないか十分にご確認ください。申込書の記載事項が事実と異なっていた場合には、保険金をお支払いできない場合やご契約を解除する場合があります。
- お申し込みから1か月以上経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- 住宅金融支援機構等の公的融資に関わる建物には、この保険のお申し込みができない場合がありますので、お申し出ください。

このパンフレットに記載の保険と、既にご加入されている保険または特約等との間で補償の重複が生じる場合がありますので正しくご申告ください。

<重複する補償の例>

- ・ 自動車保険にご加入の場合: 個人賠償責任補償特約
- ・ 店舗や施設を対象とする賠償責任保険にご加入の場合: 店舗賠償責任補償特約

ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類をご用意いただき、当社代理店または当社までお問い合わせください。

### 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - ② 保険契約者または被保険者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
  - ③ 火災等の事故の際の紛失・盗難
  - ④ 保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難
  - ⑤ 持ち出し家財である自転車または原動機付自転車(総排気量が125cc以下のものをいいます)の盗難
  - ⑥ 戦争、革命、内乱、その他これらに類似の事変または暴動
  - ⑦ 地震、噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金を除きます。)
  - ⑧ 核燃料物質に起因する事故
- 〈地震保険〉
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
  - 保険の対象の紛失・盗難

# 火災保険ご加入に際してのポイント



「何を」保険の対象とするかについてご確認ください。

・火災保険では保険の対象を次のような単位に分けて、それぞれ別個に保険金額を設定してください。

- ①建物(一つの建物ごと)
- ②家財一式(1点または1組が30万円を超える宝石・貴金属・美術品等はその明細をお申し出いただき、「家財明記物件」として別個に設定してください。)
- ③設備・装置、機械、器具、工具、什器・備品等
- ④商品、製品、原・材料、仕掛品、半製品等
- ⑤屋外設備・装置



ご契約いただく金額について充分ご検討ください。

## ①保険金額は保険の対象の時価額（「保険価額」）と同額で設定してください。

保険金額が保険価額を下回っている場合、損害額が保険金額の範囲内であっても、保険金は保険価額に対する保険金額の割合によって削減されることになります。(注1)

【例】住宅火災保険ご加入の場合

保険価額:4,000万円、保険金額:2,000万円、損害額:1,000万円の場合

$$\begin{aligned} \text{損害保険金} &= \text{損害額}(1,000\text{万円}) \times \frac{\text{保険金額}(2,000\text{万円})}{\text{保険価額}(4,000\text{万円})} \\ &= 500\text{万円} \end{aligned}$$

保険金額が保険価額を上回っている場合、保険金額のうち保険価額を超過した分は保険金をお支払いできません。

## ②火災保険の保険金額は基本的には「時価」を基準に設定しますが、保険の対象が建物または家財の場合には「価額協定保険特約」をご契約いただいて「再調達価額」を基準に保険金額を設定することができます。

(貴金属・美術品等の明記物件は時価基準となります。)

「価額協定保険特約」の付帯がある場合には、「再調達価額」を基準として(注2)、使用による消耗や経過年数等に応じた減価額を差し引かずに損害額を算出します。

「価額協定保険特約」を付帯する場合には、保険契約締結時に「再調達価額」を基準として(注2)保険の対象の評価を行い、ご契約者様と保険会社との間で評価額を協定します。

評価額に対し100%、80%、60%のいずれかの割合で、保険金額をお決めください。(注3)

(注1)住宅火災保険・住宅総合保険・店舗総合保険では保険金額が損害発生時の保険価額の80%を上回っているときは、保険金額を限度とし実際の損害額に対して保険金が支払われます。

(注2)家財の場合、時価額を基準とすることもできます。

(注3)住宅火災保険、住宅総合保険の場合、10%~100%の10%刻みでお決めください。

## 用語の説明

時価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険価額	保険の対象の種類(建物、家財等)の時価額とします。ただし「価額協定保険特約」で新価方式を選択された場合は「再調達価額」とします。
保険金額	ご契約金額のことで、保険金をお支払いする事故が生じた場合に当社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

# 火災保険 [住宅総合保険・住宅火災保険・店舗総合保険・普通火災保険 (一般物件用)] について

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金														
	住宅総合保険 / 店舗総合保険	住宅火災保険 / 普通火災保険													
①火災(消防活動による水ぬれ・破壊を含みます。) ②落雷 ③破裂・爆発(水道管等の凍結による破裂損害およびボイラの破裂・爆発によるボイラ自体の損害は対象外) ④風・雹・雪災(台風、旋風、竜巻、暴風等による風災[洪水・高潮を除く]、雹災、または豪雪、雪崩等の雪災によって1敷地内20万円以上の損害があった場合) ⑤建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊(航空機の墜落、車両[契約者・被保険者が所有または運転している車両を除く]の飛び込み等)または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。 ⑥水ぬれ(給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ。給排水設備自体の損害は除く。) ⑦騒擾、集団行動、労働争議に伴う暴行・破壊行為 ⑧盗難(盗難による建物および屋内の家財の盗取、毀損、汚損、ただし火災等の事故の際の紛失・盗難を除く。) ⑨水災(住宅総合保険・店舗総合保険のみ) 水害により保険価額の30%以上の損害のとき、および床上浸水(店舗総合保険の場合は、床上浸水または地盤面より45cmをこえる浸水)のとき	◆損害額 ただし、保険金額が限度(保険金額が実際の保険価額に不足する場合は、損害額の全額はお支払いできない場合があります。) ※貴金属・美術品など(明記物件)の盗難については1個または1組につき100万が限度 ※現金・預貯金証書の盗難(家財または設備・什器等に保険をつけられた場合のみ) <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">保険の対象</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">家財</td> <td>生活用通貨</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>生活用預貯金証書</td> <td>200万円(家財の保険金額限度)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設備・什器等</td> <td>業務用通貨</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>業務用預貯金証書</td> <td>300万円(設備什器等の保険金額限度)</td> </tr> </tbody> </table>	保険の対象		限度額	家財	生活用通貨	20万円	生活用預貯金証書	200万円(家財の保険金額限度)	設備・什器等	業務用通貨	30万円	業務用預貯金証書	300万円(設備什器等の保険金額限度)	◆損害額 ただし、保険金額が限度(保険金額が実際の価額に不足する場合は、損害額の全額はお支払いできない場合があります。) ◆損害額 i 保険価額の30%以上の損害のとき(建物・家財) $\text{保険金} = \text{保険金額} \times \frac{\text{損害額}}{\text{保険価額}} \times 70\%$ (保険金額×70%が限度) ii 床上浸水(店総の場合は、床上浸水または盤面より45cmをこえる浸水)で保険価額の15%以上30%未満の損害のとき(建物・家財) $\text{保険金} = \text{保険金額} \times 10\%$ (1回の事故につき1敷地内ごとに200万円が限度) iii 床上浸水(店総の場合は、床上浸水または盤面より45cmをこえる浸水)で保険価額の15%未満の損害のとき(建物・家財・設備等・商品) $\text{保険金} = \text{保険金額} \times 5\%$ (1回の事故につき1敷地内ごとに100万円が限度) (ii、iiiあわせて200万円が限度)
保険の対象		限度額													
家財	生活用通貨	20万円													
	生活用預貯金証書	200万円(家財の保険金額限度)													
設備・什器等	業務用通貨	30万円													
	業務用預貯金証書	300万円(設備什器等の保険金額限度)													
◆残存物取片づけ費用保険金	◆①～⑦の事故に対し損害保険金×10%を限度として残存物の取片づけに要した費用の実額	◆①～④の事故に対し損害保険金×10%を限度として残存物の取片づけに要した費用の実額													
◆失火見舞費用保険金 ①または③の事故により他人の所有物を滅失、き損、汚損させたとき	◆被災世帯または法人数×20万円 (1回の事故につき、保険金額×20%が限度)	◆被災世帯または法人数×20万円 (1回の事故につき、保険金額×20%が限度)													
◆地震火災費用保険金 地震・噴火などに起因した火災による損害が以下に該当する場合 <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>保険の対象 (保険をつけた物)</th> <th>保険金をお支払いする場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建 物</td> <td>建物が半焼以上</td> </tr> <tr> <td>家 財</td> <td>家財が全焼または収容建物が半焼以上</td> </tr> </tbody> </table>	保険の対象 (保険をつけた物)	保険金をお支払いする場合	建 物	建物が半焼以上	家 財	家財が全焼または収容建物が半焼以上	◆保険金額×5% (1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円が限度)	◆保険金額×5% (1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円が限度)							
保険の対象 (保険をつけた物)	保険金をお支払いする場合														
建 物	建物が半焼以上														
家 財	家財が全焼または収容建物が半焼以上														
◆修理付帯費用保険金(店舗総合保険または普通火災保険のみ) ①～③の事故のとき	◆(店舗総合保険のみ)保険金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度	◆(普通火災保険のみ)保険金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度													
◆損害防止費用①～③の事故のとき損害を防止、軽減するために必要または有益な費用を支出したとき(対象となる費用は当社規定によります。)	◆左記の費用の実額(保険金額が実際の保険価額に不足する場合は、損害防止費用の全額はお支払いできない場合があります。)	◆左記の費用の実額(保険金額が実際の保険価額に不足する場合は、損害防止費用の全額はお支払いできない場合があります。) ※普通火災保険では損害保険金と合わせて保険金額又は保険価額のいずれか低い額が限度													

●このパンフレットは各種火災保険の概要です。詳しくは「保険約款」をご覧ください。なお、ご不明の点がございましたら、取扱代理店または弊社にご照会ください。

## 現代海上火災保険株式会社

■日本支社 〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー19階

☎(03) 5962-9500(代表) (FAX) (03) 5962-9501

■大阪事務所 〒542-0081

大阪市中央区南船場3-11-18 郵政福祉心斎橋ビル7階

☎(06) 6245-5447 (FAX) (06) 6245-7893

### ●お問い合わせ先

ホームページアドレス [www.hdinsurance.co.jp](http://www.hdinsurance.co.jp)